

令和5年度神戸市公共交通等事業者燃油価格高騰対策一時支援金（バス、鉄道）交付要綱

令和6年2月21日 制定

（目的）

第1条 この要綱は、原油価格の高騰の影響を大きく受けながらも運行を継続している公共交通事業者（バス、鉄道）に対し、事業継続を支援するための一時支援金（以下「支援金」という。）の交付等に関して必要な事項を定めることとする。

（交付対象者、支援金の額）

第2条 支援金の交付対象者及び支援金の額は、各事業についてそれぞれ別表1～2に定めるとおりとする。

（交付申請、請求）

第3条 支援金の交付を受けようとする者は、支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

（交付の決定）

第4条 市長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る支援金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うこととする。

(1) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年神戸市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

2 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、支援金交付決定通知書（様式第2号）により当該支援金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第5条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる支援金等の交付の決定内容に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定により交付決定をしたときは、当該交付申請者に対し速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、第4条第1項の規定による交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

- (4) 暴力団等であるとき。
 - (5) 廃業により、令和6年3月31日まで事業を継続することができないとき。
 - (6) 処分等により、令和6年3月31日までに保有する車両が減少し、支援金の算定に使用した車両数を下回ることとなったとき。
- 2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を支援金交付決定取消通知書（様式第3号）により当該交付申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

別表 1 (路線バス運行事業者)

補助事業の対象となる者 (第2条関係)	道路運送法第4条の許可により運行する乗合バス事業者 ただし、公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、県外高速バスは除く。
支援金の額 (第2条関係)	<p>支援金の額は、下記算式で計算された金額とする。</p> <p>【算式】 支援金額：[ア] 対象車両数×7,500円</p> <p>[ア] 対象車両数 対象車両数 = [イ] 車両数 × [ウ] 案分係数</p> <p>[イ] 車両数 兵庫県支援制度（公共交通等事業者燃料油高騰対策一時支援金）に申請した車両数とする。</p> <p>[ウ] 案分係数 按分係数 = 神戸市内の実車走行キロ[※] / 兵庫県内の実車走行キロ[※] [※]令和5年10月31日時点の実車走行台キロとする。</p> <p>なお、神戸市支援制度（令和5年度 神戸市地域公共交通運行支援）の申請に用いた案分係数とすることもできる。</p> <p>[※]申請後、令和6年3月31日までに処分・廃業等により保有する車両が減少し、支援金の算定に使用した車両数を下回る場合には、当該下回った車両数分を返還すること。</p>
交付申請、請求 (第3条関係)	交付申請書兼請求書添付書類 (1) 兵庫県支援制度（公共交通等事業者燃料油高騰対策一時支援金）の交付決定通知書の写し (2) 案分係数根拠資料（別添様式第1号） (3) その他必要と認める書類

別表 2 (地域鉄道事業者)

<p>補助事業の対象となる者 (第2条関係)</p>	<p>地域鉄道事業者(神戸電鉄)</p>
<p>支援金の額 (第2条関係)</p>	<p>支援金の額は、下記算式で計算された金額とする。 【算式】 支援金額：[ア] 対象車両数×27,500円</p> <p>[ア] 対象車両数 対象車両数＝[イ] 車両数×[ウ] 案分係数</p> <p>[イ] 車両数 兵庫県支援制度(公共交通等事業者燃料油高騰対策一時支援金)に申請した車両数とする。</p> <p>[ウ] 案分係数 案分係数＝神戸市内の車両走行キロ[※]/兵庫県内の車両走行キロ[※] ※令和5年10月31日時点の車両走行台キロとする。</p> <p>なお、神戸市支援制度(令和5年度 神戸市地域公共交通運行支援)の申請に用いた案分係数とすることもできる。</p> <p>※申請後、令和6年3月31日までに処分・廃業等により保有する車両が減少し、支援金の算定に使用した車両数を下回る場合には、当該下回った車両数分を返還すること。</p>
<p>交付申請、請求 (第3条関係)</p>	<p>交付申請書兼請求書添付書類 (1) 兵庫県支援制度(公共交通等事業者燃料油高騰対策一時支援金)の交付決定通知書の写し (2) 案分係数根拠資料(別添様式第2号) (3) その他必要と認める書類</p>